

重層的支援体制整備の推進

1 貧困をなくそう



3 すべての人に健康と福祉を



11 住み続けられるまちづくりを



- ▶ 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備について、地方自治体の創意工夫ある取組を支援するため、県や市町に新たな負担や超過負担が生じないように、国の責任において必要な財政措置を行うこと。

【提案・要望先】厚生労働省

1. 提案・要望内容

市町における重層的支援体制の整備を推進するための財政措置

- 重層的支援体制整備事業のうち、新たな機能として設けられた「多機関協働事業」、「アウトリーチ等継続支援事業」、「参加支援事業」（以下「多機関協働事業等」）に係る都道府県負担導入時には、当該都道府県負担分の財政需要について、確実に交付税措置されるよう引き続き調整すること。
- 移行準備事業については、引き続き国の負担割合 3/4 を継続すること。

2. 提案・要望の理由

- 令和2年6月に社会福祉法が改正され、制度ごとではなく、課題を抱えている本人や家族を丸ごと包括的に支援する体制の整備を行う重層的支援体制整備事業が市町の任意事業として創設された。
- 本県では、各市町で重層的・包括的支援体制の整備が図られるよう、県社会福祉協議会とともに、県内市町における取組事例の情報交換等を行う勉強会の実施や、厚生労働省のキャラバン事業を活用した説明会での県外自治体の取組紹介など、後方支援の取組を進めてきた。
- 今年度、県内19市町のうち、6市1町に重層的支援体制整備事業に、5市1町に移行準備事業に取り組んでいただいております。未実施自治体についても来年度以降の実施に向けて、庁内連携に向けての検討を進めていただいております。
- このような中、令和5年度から重層的支援体制整備事業のうち、新たな機能として設けられた多機関協働事業等について、都道府県負担 1/4 が生じる見込みであり、後方支援に積極的に取り組む都道府県ほど財政負担が大きくなる仕組みは、今後、都道府県による市町の体制整備の促進を躊躇させることが懸念される。
- また、同様に都道府県負担を求める意向が示されていた移行準備事業については、令和5年度概算要求において、都道府県負担が生じないように要求していただいていることから、しっかりと予算措置をお願いしたい。

(本県の取組状況と課題)

(1) 本県における後方支援の取組

- 市町における重層的支援体制の整備は、地域住民の多様性が尊重され、「つながり、支え合う」地域づくりの推進につながるもの。
- 県では、複合・複雑化した支援ニーズに対応する支援体制整備の推進を令和3年度に策定した県地域福祉支援計画に重点事項として位置づけ、以下の取組を実施。
 - 市町における取組や課題などの情報交換等を行う勉強会や担当者会議の開催
 - 厚生労働省のキャラバン事業を活用した説明会での県外自治体の取組紹介 等

(2) 令和4年度における県内市町の状況 (県内19市町)

- 重層的支援体制整備事業取組市町：6市1町
- 移行準備事業取組市町：5市1町
- 未実施自治体についても、来年度以降の実施に向けて、庁内連携に向けての検討や業務整理などを進めていただいているところ。

(3) 重層的支援体制整備事業交付金の活用状況

- 各市町における重層支援体制整備の促進に積極的に取り組んだ結果、整備は進んだ一方で、令和5年度新たに多機関協働事業等分として約56,000千円（移行準備事業分も都道府県負担が生じる場合はさらに約28,000千円）の予算措置が必要となる見込み。
- 後方支援に積極的に取り組む都道府県ほど財政負担が大きくなる仕組みは、今後、都道府県による市町の体制整備の促進を躊躇させることが懸念される。

【令和4年度と同様の補助率の場合】

	多機関協働事業等			移行準備事業		
	国(3/4)	県	市町(1/4)	国(3/4)	県	市町(1/4)
重層的支援体制整備事業	166,665	0	55,555			
移行準備事業				84,462	0	28,154



【令和5年度以降、都道府県負担が導入された場合】

	多機関協働事業等			移行準備事業		
	国(1/2)	県(1/4)	市町(1/4)	国(1/2)	県(1/4)	市町(1/4)
重層的支援体制整備事業	111,110	55,555	55,555			
移行準備事業				56,308	28,154	28,154

※金額は令和3年度における事業実施市町の交付金所要額をもとに算出。

担当：健康医療福祉部健康福祉政策課
企画調整係 TEL 077-528-3519